輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（輸出貿易管理令別表第一関係）	（輸出貿易管理令別表第一関係）
第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第一条**　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの	十　重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ　（略）	イ　（略）
ロ　重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）	ロ　重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であって、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）
（一）　（略）	（一）　（略）
（二）　低温で用いられる蒸留塔であって、次の1から4までの全てに該当するもの	（二）　低温で用いられる蒸留塔であって、次の1から4までのすべてに該当するもの
1　オーステナイト系ステンレス鋼又はこれと同等の材料であって、零下二五八度以上零下二三八度以下の温度範囲において水素ぜい性のないものを用いたもの	1　細粒ステンレス鋼であって、水素ぜい性のないものを用いたもの
2　（略）	2　（略）
3　温度が零下二五八度以上零下二三八度以下で用いることができるように設計したもの	3　温度が零下二三八度以下で用いることができるように設計したもの
4　〇・一メガパスカル以上一メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるように設計したもの	4　〇・五メガパスカル以上五メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるように設計したもの
（三）　真空蒸留用の塔に用いることができるように設計した充塡物であって、化学的にぬれ性を改善する処理を行ったりん青銅製のもののうち、メッシュ状のもの	（三）　真空蒸留用の塔に用いることができるように設計した充てん物であって、化学的にぬれ性を改善する処理を行った燐青銅製のもののうち、メッシュ状のもの
（四）～（六）　（略）	（四）～（六）　（略）
十の二～二十一　（略）	十の二～二十一　（略）
二十二　ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であって、次のいずれかに該当するもの	二十二　ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であって、次のいずれかに該当するもの
イ　（略）	イ　（略）
ロ　炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品であって、次のいずれかに該当するもの	ロ　炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品であって、次のいずれかに該当するもの
（一）～（三）　（略）	（一）～（三）　（略）
（四）　（一）に該当する繊維又は（三）に該当するプリプレグ（炭素繊維を使用したものに限る。）を用いた円筒形の成型品であって、内径が七五ミリメートル超六五〇ミリメートル未満、かつ、厚さが一二ミリメートル以下のもの	（四）　（一）に該当する繊維又は（三）に該当するプリプレグ（炭素繊維を使用したものに限る。）を用いた円筒形の成型品であって、内径が七五ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満のもの
ハ・ニ　（略）	ハ・ニ　（略）
二十三～五十八　（略）	二十三～五十八　（略）
五十九　水からトリチウムを回収するため又は重水を製造（精製を含む。）するための白金を用いた疎水性の触媒であって、水素と水との間で行われる水素の同位体交換を促進するために設計したもの	五十九　重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒であって、水素と水との間で行われる水素の同位体交換を促進するために設計したもの
六十～六十二　（略）	六十～六十二　（略）